

国民健康保険の届出をお忘れなく

お問い合わせ 市役所市民生活課 国民健康保険係 ☎63-5112
または各支所・行政サービスセンター

春は進学や就職、退職などで異動が多い時期です。国民健康保険に加入したりやめたりするときは届出が必要です。異動があったときは14日以内に届出してください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめたことを証明するもの
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことを証明するもの
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	国保の保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証 (職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	国保の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	国保の保険証、保護開始決定通知書
その他	市内で住所が変わったとき	国保の保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯分離・合併したとき	
	修学のため、佐渡市から転出するとき	在学証明書(原本)または学生証(写し)

※職場の健康保険に加入しても、職場から市役所に国保をやめる届出は出されませんので、必ず届出をお願いします。

◆国民健康保険の届出が遅れると…

加入の届出が遅れると

- ・保険証がないため、その間にかかった医療費は一旦、全額自己負担となります。
- ・国民健康保険への加入は、届出が遅れたとしても加入発生の事実が生じた時点まで遡って加入となるため、国保税も遡って納めなければなりません。

やめる届出が遅れると

- ・国保の保険税と国保以外の健康保険料が二重でかかってしまいます。
- ・既に別の健康保険に加入しているのに国保の保険証を使って受診した場合、国保が負担している医療費を返還していただき、医療費は一旦、全額自己負担となります。

◆国民健康保険の届出の際のマイナンバー記入について

届出の際に、窓口に来られた方の本人確認とマイナンバー(個人番号)の記入が必要となりますので、以下のものをお持ちください。

- 届出が必要な方および世帯主の方のマイナンバーが確認できるもの(個人番号通知カードまたは個人番号カード)
- シャチハタ以外の印鑑
- 個人番号通知カードを持参の場合、顔写真付の証明書(運転免許証等)1点、または、顔写真付でない場合は、住所・氏名・生年月日が確認できるもの(保険証、年金手帳、年金証書、介護保険証等)2点
- 窓口に来られる方と届出が必要な方が別世帯の場合は、委任状が必要です。